適切に作業を行うことができる技能を有する者の確認表

配水管からの分岐～水道メーターまでを施工する事業者は、適切に作業できる技能を有する者について下記の表に記入し、資格証等があれば、資格証の写しを添付してください。

技能を有する者とは、「配水管への分水栓の取付・せん孔・給水管の接合」いずれの経験も有している者が対象となり、資格を有していなくても経験を有していれば記入してください。

**配水管からの分岐～水道メーターまでを施工しない事業者は、提出の必要はありません。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 技能を有する者の氏名 | 保有している資格 | 直近の工事年度 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※保有している資格については、以下を参考に記載してください。

①職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士

②職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科課程修了者

③公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

④水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工